

## 第4章

### 環境の保全と創造の施策の展開



## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

この章では、基本方針ごとに施策の方向性を示すとともに、3ページに示した栗原市環境基本条例第5条から第7条までに基づき、市民・事業者が日常生活や経済活動の際の配慮方針を施策Aから施策Nまでそれぞれ示しています。

また、滞在者も、市民の配慮指針と同じく取り組んでいただくものとします。

### 基本方針Ⅰ 清らかな水と豊かな緑に育まれ心安らぐまち

#### ◆ 施策 A 森林の保全

##### 施策の方向性

市域の5割を占める緑豊かな森林は、土砂の崩落防止、水源の涵養、木材等の供給、温室効果ガスの吸収源、多様な動植物の生息生育域として様々な機能を有しています。

しかし、担い手不足などで林業従事者が減少し、森林の荒廃がみられます。森林が持つ多面的な機能を維持し、将来に引き継ぐため、植林や間伐など適切な維持管理を推進します。

また、地元木材の活用などによる林業の活性化を図ります。

##### 市の施策

##### 1. 私有林の維持管理、植林の推進

- 私有林の植林や間伐などの適切な維持管理の推進に向け、森林計画の作成や森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援します。

##### 2. 森林所有者による適切な維持管理の推進

- 森林の多面的な機能の維持に向け、植林、間伐などの適正な森林整備を支援します。

##### 3. 林業の活性化の推進

- 地元木材や林産物、間伐材などの活用を進めるとともに、林業後継者の育成を促進し、林業の活性化を図ります。

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
<p>○栗駒山とその周辺の里地里山の森林の維持活動に積極的に協力しましょう。</p> <p>○所有する森林を適切に管理しましょう。</p>	<p>○栗駒山とその周辺の里地里山の森林の維持活動に積極的に協力しましょう。</p> <p>○所有する森林を適切に管理しましょう。</p>	山村エリア 中山間地エリア
<p>○家の新築や改築などには地元木材を活用しましょう。</p>	<p>○森林が果たす役割を理解し、開発等を行う場合は環境に配慮しましょう。</p> <p>○地元木材の活用に協力しましょう。</p>	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
森林整備（植林、間伐等）面積	41.58ha （平成28年度） （2016）	50ha以上 （毎年度）



間伐作業の様子

◆ 施策 B 里地里山の保全

施策の方向性

生産の場でもある森林や農地とその周辺の集落で構成される里地里山は、いにしえより人の手で維持されてきました。また、里地里山は、本市を代表する原風景であり、私たちに安らぎを与えています。

近年、高齢化による農林業従事者の担い手不足などにより、耕作放棄地や森林の管理不足がみられます。

ふるさと栗原の原風景を維持し、身近な自然である里地里山を活用しながら保全する取り組みを推進します。

市の施策

1. 里山の適正管理の推進

- 里山が持つ機能の保全に向け、間伐や植林による里山の整備、森林病害虫等の防除などを支援します。

2. 農地及び農地周辺の環境保全の推進

- 環境にやさしい農業の普及や環境に配慮した農地の整備などにより、農地の持つ多面的機能や生態系の調査と保全を推進します。

3. 農業の活性化の推進

- 農産物の地産地消や農地の集積化や耕作放棄地の有効活用などに取り組み農業の活性化を図ります。また、農業の担い手の育成を支援します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○耕作放棄地の解消に向け農地の活用に努めましょう。	○耕作放棄地の解消に向け農地の活用に努めましょう。	山村エリア 中山間地エリア
○農地の保全と活用に努めましょう。 ○生物環境に配慮した農業用水路等の整備に努めましょう。 ○環境に配慮した農業に努めましょう。 ○地元産の農産物を積極的に利用しましょう。	○農地の保全と活用に向け、積極的に協力しましょう。 ○地元産の農産物を積極的に利用しましょう。 ○農地が持つ多面的な役割を理解し、開発等を行う場合には環境に配慮しましょう。	全エリア

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

指標とする項目	現状値	目標値
耕作放棄地面積	1.5ha 減少 (平成28年度) (2016)	5ha 以上減少 (毎年度)
環境保全型農業取組者数	250人 (平成28年度) (2016)	260人以上 (毎年度)



里山の整備作業



適切に管理された森林（栗駒文字地区）

◆ 施策 C 生物多様性の保全

施策の方向性

ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼には、白鳥やマガンなどの渡り鳥が飛来します。また、森林や里地里山には、多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系が育まれています。

しかしながら、森林の荒廃や開発などにより動植物の生息生育環境は悪化がみられます。そのため、ツキノワグマやイノシシなどが人の生活圏に侵入し、農業被害などを引き起こしています。

動植物の生息生育環境を守り、生物の多様性を育みながら共生していくため、生息生育環境を保全し、有害鳥獣や外来生物対策を推進します。

市の施策

1.伊豆沼・内沼の保全の推進

- 伊豆沼・内沼の水質改善、湿地環境や動植物の保全を関係機関と連携して推進します。

2.有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣による農作物や人的被害の防止に向け、防除や捕獲などの対策を関係機関と連携して推進します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○固有種や希少な動植物がある栗駒山周辺は、特に保全に努めましょう。	○固有種や希少な動植物がある栗駒山周辺は、特に保全に努めましょう。	山村エリア
○有害鳥獣の被害を受けるおそれのある地域は、防護柵など自主防除を徹底しましょう。	○有害鳥獣の被害を受けるおそれのある地域は、防護柵など自主防除を徹底しましょう。	山村エリア 中山間地エリア
○希少な動植物を採取しないなど保全に努めましょう。 ○野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。 ○ペットの外来生物などは適切に飼育しましょう。 ○有害鳥獣対策に協力しましょう。	○希少な動植物を採取しないなど保全に努めましょう。 ○事業所の整備等を行う場合には、周囲の生態系に配慮しましょう。 ○有害鳥獣対策に協力しましょう。	全エリア

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

指標とする項目	現状値	目標値
伊豆沼の溶存酸素量	3.3mg/L (平成28年度) (2016)	5 mg/L 以上 (毎年度)
有害鳥獣による被害金額	161.8万円 (平成28年度) (2016)	140万円以下 (平成30年度) (2018)
有害鳥獣による被害面積	289a (平成28年度) (2016)	200a 以下 (平成30年度) (2018)

※有害鳥獣による被害金額・面積の目標値は、栗原市鳥獣被害防止計画（計画期間：H27（2015）～H30（2018））で定めており、目標は平成30（2018）年度としております。今後、計画の見直しにあわせ目標値も変更となります。



伊豆沼でのハス刈りボートによる刈取り作業の様子



◆施策 D 豊かな自然の活用

施策の方向性

伊豆沼・内沼や栗駒山など多くの環境資源があります。また、本市に多く残されている里地里山は、私たちの最も身近な自然でもあり環境資源でもあります。

これらの環境資源は、自然とふれあえる場であり、現在も体験型プログラムや保全活動が実施され、多くの人々が訪れています。

今後も、市内の環境資源を活用したグリーンツーリズムを推進するとともに、市内で暮らす人々の憩いの場でもある公園の整備や維持管理を進め、安らぎのあるまちづくりを進めます。

市の施策

1.環境資源の活用の推進

- 伊豆沼・内沼や栗駒山などの環境資源と、農村との交流などを組み合わせたグリーンツーリズムを推進します。

2.体験型プログラムの充実

- 里地里山などの環境資源を活用した体験型プログラムの開発や、自然体験などの指導者の育成を図ります。

3.公園の整備と適切な維持管理

- 公園の設備の点検や整備、地域住民と連携した樹木のせん定や草刈りなどを推進し、市民に安らぎの場を提供します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○公園の維持管理に協力しましょう。	○事業所周辺の公園の維持管理に協力しましょう。	中山間地エリア 平地エリア
○市内の環境資源を積極的に活用しましょう。 ○体験型プログラムに協力、参加しましょう。	○市内の環境資源に関する情報を従業員に提供しましょう。 ○体験型プログラムに協力しましょう。	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
グリーンツーリズム 交流人口	396人 (平成28年度) (2016)	500人以上(毎年度)

基本方針Ⅱ 資源を守り安心して快適に暮らせるまち

◆ 施策 E 発生源対策の推進

施策の方向性

事業所が発生源となる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭は、法令等の規制や監視により低減しており、今後も、環境負荷の低減に向け、指導や監視を継続していきます。

また、法令等の対象とならない小規模の事業者や、家庭からの環境負荷の低減に向けた対策を推進します。

市の施策

1. 事業所への法令等による指導

- 事業所からの汚染物質などの排出抑制に向け、法令等による規制基準遵守を指導し、環境負荷の低減を図ります。

2. 公害苦情への適切な対応

- 公害苦情の原因者に対して改善の指導を行い、住みよいまちづくりを目指します。

3. 生活排水対策の推進

- 公共用水域の水質改善に向け、計画的な公共下水道の整備を進めます。また、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への切り替えの支援など、水洗化率の向上を図ります。

4. 安心な暮らしの確保

- 有害物質などによる健康被害や、動植物の生息生育環境への影響に関する情報を収集し、市民、事業者に周知を図ります。



農業集落排水処理施設（志波姫南郷）

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区 分
<ul style="list-style-type: none"> <li>○騒音や悪臭など近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。</li> <li>○住宅地での車のアイドリングストップを心がけましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地での車のアイドリングストップを心がけましょう。</li> </ul>	中山間地エリア 平地エリア
<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊豆沼・内沼流域では、水質汚濁防止のため、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を積極的に利用しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊豆沼・内沼流域では、水質汚濁防止のため、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を積極的に利用しましょう。</li> </ul>	平地エリア
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの野焼きを行わないようにしましょう。</li> <li>○公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等を遵守し環境負荷の低減に努めましょう。</li> <li>○事業活動に伴い発生する環境負荷をできる限り低減しましょう。</li> <li>○公共下水道や合併処理浄化槽などを利用しましょう。</li> <li>○環境マネジメントシステムを活用し環境負荷の低減に取り組みましょう。</li> </ul>	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
公害苦情の通報件数	8.4件 (H24(2012)～ H28(2016) の平均値)	5件以下(毎年度)
下水道事業等の水洗化率	79.7% (平成28年度) (2016)	87%以上 (平成39年度) (2027)

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

### ◆ 施策 F 環境モニタリングの推進

#### 施策の方向性

市民が安心して暮らすため、宮城県で実施している大気環境などの常時監視や公共水域の水質調査に加え、本市においても騒音など環境のモニタリングを推進します。

#### 市の施策

##### 1. 各種環境調査への実施と協力

- 市内の環境の状況を把握するため、大気環境や水環境などの生活環境のモニタリング調査を県と連携して実施します。調査結果については、広報やホームページを活用し公表します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○県や市が行う環境調査に協力しましょう。	○県や市が行う環境調査に協力しましょう。	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
酸性雪モニタリング回数	2箇所・4回 (平成28年度) (2016)	2箇所以上 (毎年度)
自動車騒音常時監視の評価区間数	—	20区間 (平成34年度) (2022)
自動車騒音常時監視業務の調査地点数	—	11地点 (平成34年度) (2022)

※自動車騒音常時監視の目標値は、栗原市自動車騒音常時監視計画（計画期間：H29（2017）～H34（2022））で定めており、目標は平成34（2022）年度としております。今後、計画の見直しにあわせ目標値も変更となります。

◆ 施策 G ごみの減量化・資源化の推進

施策の方向性

市民や事業者のごみ問題に対する意識は、高くなっていますが、本市の一人1日当たりのごみ排出量は増加傾向、資源化率は低下傾向で推移しています。本市は、ごみの排出を抑制し（リデュース）、不要なものは買わない（リフューズ）、ものを修理しながら使う（リペア）、ものをそのままの形で繰り返し使う（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）の5Rを推進しています。

市民や事業者の5Rに向けた取り組みの実践を啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。

市の施策

1.市民、事業者へのごみの減量化・資源化に向けた取り組みの推進

- 循環型社会の形成を目指し、市民、事業者のごみの減量化・資源化に向けた5Rの取り組みを促進します。

2.市及び関連施設からのごみの減量化・資源化の推進

- 市及び関連施設で発生する汚泥などや建設廃棄物の再資源化により資源循環システムの構築と環境への負荷低減を推進します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分別を徹底しましょう。</li> <li>○買い物にはマイバッグを持参しましょう。</li> <li>○生ごみのたい肥化などごみを減らすために日常生活を見直しましょう。</li> <li>○資源物の集団回収や店頭回収に協力しましょう。</li> <li>○フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用しましょう。</li> <li>○グリーン購入を心がけましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみを減らすために事業活動を見直しましょう。</li> <li>○ごみの分別を徹底しましょう。</li> <li>○ごみの減量化や資源化に向けた市の施策に協力しましょう。</li> <li>○グリーン購入を心がけましょう。</li> </ul>	全エリア

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

指標とする項目	現状値	目標値
一人1日当たりのごみ排出量	754g/人・日 (平成28年度) (2016)	713g/人・日以下 (平成30年度) (2018)
水道浄水発生土のリサイクル率	100% (平成28年度) (2016)	100% (毎年度)

※一人1日当たりのごみの排出量の目標値は、栗原市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：H21（2009）～H30（2018））で定めており、目標は平成30（2018）年度としております。今後、計画の見直しにあわせ目標値も変更となります。



環境フェアでの廃タイヤ回収



市クリーンセンター

◆ 施策 H ごみの適正処理の推進

施策の方向性

幹線道路などへのごみのポイ捨てや山間部への不法投棄は、監視やクリーンナップ作戦などの実施により改善しています。

しかしながら、今後も市民や事業者などと連携したポイ捨てや不法投棄の防止対策を実施し、ごみを捨てにくい環境づくりを推進します。

市の施策

1. 不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄の防止に向け、広報紙などによる周知や監視を推進します。また、関係団体と連携した不法投棄ごみの撤去を実施します。

2. ごみの適正処理の推進

- ごみ処理による環境負荷の低減と資源化に向けた適正処理を推進します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみのポイ捨てや不法投棄はしないようにしましょう。</li> <li>○ 不法投棄防止に向けた市の施策に協力しましょう。</li> <li>○ 廃家電などは適切な処理業者に依頼しましょう。</li> <li>○ 農業用の廃プラスチックは適切に処理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみのポイ捨てや不法投棄はしないようにしましょう。</li> <li>○ 不法投棄防止に向けた市の施策に協力しましょう。</li> <li>○ ごみの処理は適切な処理業者に依頼しましょう。</li> </ul>	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
不法投棄ごみのクリーンナップ作戦実施回数	1回 (平成28年度) (2016)	1回以上(毎年度)



不法投棄防止の看板

基本方針Ⅲ 地球を思いやりやさしい暮らしを営むまち

◆ 施策Ⅰ 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

施策の方向性

本市では省エネルギーに向け、多くの市民、事業者がこまめに電気を消すなどの節約への取り組みを実施しており、また、再生可能エネルギーである太陽光発電システムは、急速に普及が進んでいます。

今後も省エネルギー型製品の導入推進などによる省エネルギー対策を推進するとともに、化石燃料によらない再生可能エネルギーの活用を図り、エネルギーの地産地消を推進します。

市の施策

1. 省エネルギーの推進

- 省エネルギーに向けた取り組みの情報提供や省エネルギー機器導入の支援により市民、事業者の省エネルギーへの意識向上を図ります。

2. 市及び関連施設の省エネルギーの推進

- 節電などに加え、道路照明の LED 化や公用車へのハイブリッド車や低公害車の導入による省エネルギーを推進します。

3. 再生可能エネルギーの利用

- 国のエネルギー政策の動向を見極めながら、再生可能エネルギーの利用や普及について検討します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
<p>○家電等の購入時には、省エネルギー型機器を選びましょう。</p> <p>○ハイブリッド車などの購入に努めましょう。</p> <p>○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。</p>	<p>○設備の導入時には、省エネルギー型製品を選びましょう。</p> <p>○ハイブリッド車などの購入に努めましょう。</p> <p>○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。</p> <p>○環境マネジメントシステムを活用し環境負荷の低減に取り組みましょう。</p>	全エリア



指標とする項目	現状値	目標値
市公用車の低公害車の導入割合	100% (平成28年度) (2016)	100% (毎年度)
住宅用省エネ機器導入支援事業により導入した機器の二酸化炭素削減量	26.3 t-CO <sub>2</sub> (平成28年度) (2016)	98.4 t-CO <sub>2</sub> (H30(2018)～ H32(2020)の 累計)

※住宅用省エネルギー機器の二酸化炭素削減量の目標値は、宮城県の環境交付金（事業実施期間：H28（2016）～H32（2020））の実施期間にあわせ、目標を平成32（2020）年度としております。今後、事業実施期間の延長が行われた場合、目標値も見直しを行います。



電気自動車（市公用車）



LED照明（一迫総合支所）

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

### ◆ 施策 J 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の推進

#### 施策の方向性

温室効果ガス排出量の削減に向け、地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を策定し、市が管理する施設からの温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組んできました。

今後も温室効果ガス排出量の削減に向け、計画的な対策を実施し、その成果を市民、事業者に公表していきます。

#### 市の施策

##### 1. 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の推進

- 市役所の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に向け、市職員が率先して取り組むことにより、市民、事業者に対しての温室効果ガス排出量削減の啓発を図ります。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の取り組みを参考にし、日常生活での温室効果ガス排出量の削減に努めましょう。</li> <li>○電気やガス、水道の節約など省エネルギーに取り組みましょう。</li> <li>○エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の取り組みを参考にし、事業活動での温室効果ガス排出量の削減に努めましょう。</li> <li>○電気やガス、水道の節約など省エネルギーに取り組みましょう。</li> <li>○エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。</li> </ul>	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
市が管理する施設の温室効果ガス削減量	15,320,517 kg-CO <sub>2</sub> (平成25年度) (2013)	15,060,068 kg-CO <sub>2</sub> 以上 (平成30年度) (2018)

※市が管理する施設の温室効果ガス削減量の目標値は、地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(計画期間：H26(2014)～H30(2018))で定めており、目標は平成30(2018)年度としております。今後、計画の見直しにあわせ目標値も変更となります。

基本方針Ⅳ みんなで環境を学び行動するまち

◆施策 K 環境教育・環境学習の推進

施策の方向性

環境を保全していくためには、市民、事業者と連携していかなければなりません。そのためには、まず市域の環境を知ることが必要です。

本市には栗駒山、ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼、栗駒山などの環境資源が多く残されています。これらの自然を活用した体験型の環境教育・環境学習を推進します。

また、環境に対する理解と関心を深めるため、環境に配慮した生活の実践を目指した環境教育・環境学習も推進します。

市の施策

1.学校での環境教育の推進

- 身の回りの自然環境の調査や清掃などの体験活動を通し、市内の環境への理解と関心を高めます。

2.環境教育・環境学習の推進

- 子どもから大人までの各世代が、地球環境から身近な環境まで学べる場と機会を創出し、環境への理解と関心を高めます。

3.環境教育・環境学習指導者の養成

- 環境教育・環境学習を推進していくため、指導者の養成や登録制度による人材のネットワークを構築します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○環境教育・環境学習に参加し環境への理解と関心を高めましょう。 ○環境教育・環境学習に協力しましょう。	○事業所内での環境教育に努めましょう。 ○環境教育・環境学習に協力しましょう。	全エリア

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

指標とする項目	現状値	目標値
環境学習の実施回数	3回 (平成28年度) (2016)	10回以上(毎年度)
環境学習の内容を理解した参加者の割合	—	70%以上(毎年度)



ごみ分別の学習の様子(築館幼稚園)



ごみ分別の学習の様子(瀬峰幼稚園)

◆ 施策 L 環境保全活動の推進

施策の方向性

市内の環境を保全していくためには、市民、事業者、市が連携し協働していくことが必要であり、本市では地域コミュニティを中心に保全活動を推進してきました。

今後も地域コミュニティを中心とした保全活動を継続していき、それらの保全活動により市民の環境マナーの向上、協働での自然環境の保全活動を推進します。

市の施策

1.環境保全活動の推進

- 市民、事業者と協働で実施する河川や道路、市内一斉清掃や美化活動などを推進し、市民参加型のまちづくりを進めます。

2.地域コミュニティ活動の推進

- 地域コミュニティによる道路愛護活動や植栽活動などを支援し、地域の創意工夫による活動を推進します。

3.市内事業者の環境関連活動への支援

- 市内事業者による自主的な廃棄物処理や省エネルギーなどの環境関連活動に対し、情報提供などによる支援を行います。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ○地域コミュニティの活動に参加しましょう。	○地域と連携した環境保全活動に取り組みましょう。 ○地域コミュニティの活動に協力しましょう。	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
市民と連携した清掃活動等の実施回数	13回 (平成28年度) (2016)	18回以上 (毎年度)

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

### ◆ 施策 M 環境情報の発信

#### 施策の方向性

市民、事業者の環境への意識向上を図るため、環境に関する情報を提供します。国、県及び市などが実施する環境調査結果や環境保全に向けた取り組みなどの情報を市のホームページや広報紙を活用し公開します。

また、環境保全活動の一層の推進を図るため、市民や事業者へ環境保全活動に関する情報を提供します。

#### 市の施策

##### 1. 環境情報の発信

- 市の広報紙やホームページに加え、SNSなどを活用し、ごみの分別方法や環境調査の結果など環境に関する情報を発信します。

市民の配慮指針	事業者の配慮指針	区分
○市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めましょう。	○市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めましょう。 ○環境保全への取り組みや活動状況等の情報を発信しましょう。	全エリア

指標とする項目	現状値	目標値
環境情報発信回数	36回 (平成28年度) (2016)	44回以上(毎年度)



ごみの出し方冊子

基本方針V 放射性物質による不安を解消し安心して暮らせるまち

◆ 施策 N 測定・監視の継続

施策の方向性

平成23(2011)年の東日本大震災とそれに起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散により、本市にも甚大な被害を及ぼしました。

市民の不安解消と風評被害などを払拭するため、測定や監視などの実施により市民の安全・安心の確保に取り組みます。

市の施策

1.放射線の測定

- 市内の学校などの施設、水道水の放射線量を定期的に測定します。
- ホールボディカウンタ検査は、測定希望者の動向と検査結果を見極めながら実施します。

2.放射能の検査

- 食品や井戸水の放射性物質の検査を継続します。

指標とする項目	現状値	目標値
放射線の測定箇所	126箇所 (平成28年度) (2016)	126箇所 (毎年度)



放射線量測定の様子



放射能検査の様子

エリア別配慮指針

第2章 環境の現状と課題で抽出したエリア別の環境課題の解決に向け、施策Aから施策Mの市民・事業者の配慮指針のうち特に優先すべきものを、「山村エリア」、「中山間地エリア」、「平地エリア」に整理します。

《 地域エリア図 》





《 エリア別配慮指針：市民（A～E） 》

施策	山村エリア	中山間地エリア	平地エリア	
A 森林の保全	○栗駒山とその周辺の里地里山の森林の維持活動に積極的に協力しましょう。 ○所有する森林を適切に管理しましょう。 ○家の新築や改築などには地元木材を活用しましょう。		—	
	B 里地里山の保全	○耕作放棄地の解消に向け農地の活用に努めましょう。 ○農地の保全と活用に努めましょう。 ○生物環境に配慮した農業用水路等の整備に努めましょう。 ○環境に配慮した農業に努めましょう。 ○地元産の農産物を積極的に利用しましょう。		—
C 生物多様性の保全		○固有種や希少な動植物がある栗駒山周辺は、特に保全に努めましょう。	—	—
		○有害鳥獣の被害を受けるおそれのある地域は、防護柵など自主防除を徹底しましょう。		—
		○希少な動植物を採取しないなど保全に努めましょう。 ○野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。 ○ペットの外来生物などは適切に飼育しましょう。 ○有害鳥獣対策に協力しましょう。		—
D 豊かな自然の活用	—	○公園の維持管理に協力しましょう。		
	○市内の環境資源を積極的に利活用しましょう。 ○体験型プログラムに協力、参加しましょう。			
E 発生源対策の推進	—	○騒音や悪臭など近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。 ○住宅地での車のアイドリングストップを心がけましょう。		
	—	—	○伊豆沼・内沼流域では、水質汚濁防止のため、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を積極的に利用しましょう。	
	○ごみの野焼きを行わないようにしましょう。 ○公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。			

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

### 《 エリア別配慮指針：市民（F～M） 》

施策	山村エリア	中山間地エリア	平地エリア
F 環境モニタリングの推進	○県や市が行う環境調査に協力しましょう。		
G ごみの減量化・資源化の推進	○ごみの分別を徹底しましょう。 ○買い物にはマイバッグを持参しましょう。 ○生ごみのたい肥化などごみを減らすために日常生活を見直しましょう。 ○資源物の集団回収や店頭回収に協力しましょう。 ○フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用しましょう。 ○グリーン購入を心がけましょう。		
H ごみの適正処理の推進	○ごみのポイ捨てや不法投棄はしないようにしましょう。 ○不法投棄防止に向けた市の施策に協力しましょう。 ○廃家電などは適切な処理業者に依頼しましょう。 ○農業用の廃プラスチックは適切に処理しましょう。		
I 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	○家電等の購入時には、省エネルギー型機器を選びましょう。 ○ハイブリッド車などの購入に努めましょう。 ○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。		
J 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の推進	○市の取り組みを参考にし、日常生活での温室効果ガス排出量の削減に努めましょう。 ○電気やガス、水道の節約など省エネルギーに取り組みましょう。 ○エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。		
K 環境教育・環境学習の推進	○環境教育・環境学習に参加し環境への理解と関心を高めましょう。 ○環境教育・環境学習に協力しましょう。		
L 環境保全活動の推進	○地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ○地域コミュニティの活動に参加しましょう。		
M 環境情報の発信	○市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めましょう。		

《 エリア別配慮指針：事業者（A～E） 》

施策	山村エリア	中山間地エリア	平地エリア
A 森林の保全	○栗駒山とその周辺の里地里山の森林の維持活動に積極的に協力しましょう。 ○所有する森林を適切に管理しましょう。		—
	○森林が果たす役割を理解し、開発等を行う場合は環境に配慮しましょう。 ○地元木材の活用に協力しましょう。		
B 里地里山の保全	○耕作放棄地の解消に向け農地の活用に努めましょう。		—
	○農地の保全と活用に向け、積極的に協力しましょう。 ○地元産の農産物を積極的に利用しましょう。 ○農地が持つ多面的な役割を理解し、開発等を行う場合には環境に配慮しましょう。		
	○固有種や希少な動植物がある栗駒山周辺は、特に保全に努めましょう。		—
C 生物多様性の保全	○有害鳥獣の被害を受けるおそれのある地域は、防護柵など自主防除を徹底しましょう。		—
	○希少な動植物を採取しないなど保全に努めましょう。 ○事業所の整備等を行う場合には、周囲の生態系に配慮しましょう。 ○有害鳥獣対策に協力しましょう。		
	—		○事業所周辺の公園の維持管理に協力しましょう。
D 豊かな自然の活用	○市内の環境資源に関する情報を従業員に提供しましょう。 ○体験型プログラムに協力しましょう。		
	—		○住宅地での車のアイドリングストップを心がけましょう。
E 発生源対策の推進	—		○伊豆沼・内沼流域では、水質汚濁防止のため、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を積極的に利用しましょう。
	○法令等を遵守し環境負荷の低減に努めましょう。 ○事業活動に伴い発生する環境負荷をできる限り低減しましょう。 ○公共下水道や合併処理浄化槽などを利用しましょう。 ○環境マネジメントシステムを活用し環境負荷の低減に取り組みましょう。		

## 第4章 環境の保全と創造の施策の展開

### 《 エリア別配慮指針：事業者（F～M） 》

施策	山村エリア	中山間地エリア	平地エリア
F 環境モニタリングの推進	○県や市が行う環境調査に協力しましょう。		
G ごみの減量化・資源化の推進	○ごみを減らすために事業活動を見直しましょう。 ○ごみの分別を徹底しましょう。 ○ごみの減量化や資源化に向けた市の施策に協力しましょう。 ○グリーン購入を心がけましょう。		
H ごみの適正処理の推進	○ごみのポイ捨てや不法投棄はしないようにしましょう。 ○不法投棄防止に向けた市の施策に協力しましょう。 ○ごみの処理は適切な処理業者に依頼しましょう。		
I 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	○設備の導入時には、省エネルギー型製品を選びましょう。 ○ハイブリッド車などの購入に努めましょう。 ○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。 ○環境マネジメントシステムを活用し環境負荷の低減に取り組みましょう。		
J 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の推進	○市の取り組みを参考にし、事業活動での温室効果ガス排出量の削減に努めましょう。 ○電気やガス、水道の節約など省エネルギーに取り組みましょう。 ○エコドライブやアイドリングストップに努めましょう。		
K 環境教育・環境学習の推進	○事業所内での環境教育に努めましょう。 ○環境教育・環境学習に協力しましょう。		
L 環境保全活動の推進	○地域と連携した環境保全活動に取り組みましょう。 ○地域コミュニティの活動に協力しましょう。		
M 環境情報の発信	○市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めましょう。 ○環境保全への取り組みや活動状況等の情報を発信しましょう。		